



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕

○国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令 (内閣官房四)

〔府 令〕

○内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府二七)

○内閣府の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令 (同二八)

○北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令 (同二九)

○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令 (同三〇)

〔府令・省令〕

○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令 (同三一)

○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令 (同三二)

〔府令・復興庁令・省令〕

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令

○内閣府・復興庁・総務・財務・農林水産・経済産業一)

〔府令・省令〕

○株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・総務・財務・経済産業一)

○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 (内閣府・総務・文部科学二)

○預金保険法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・財務一)

○農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・財務・農林水産一)

○株式会社産業再生機構法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・財務・経済産業三)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令 (同四)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令 (同五)

○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等に関する信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・農林水産三)

〔デジタル庁令〕

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十九条第一項の金銭の保管に関するデジタル庁令の一部を改正する庁令 (デジタル庁三)

〔デジタル庁令・省令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令 (デジタル庁・総務一)

〔省 令〕

○特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令 (カジノ管理委員会・国土交通一)

○住民基本台帳法施行規則及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令 (総務二二)

○総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令 (同二三)

○地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (同二四)

○非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令 (同二五)

○無線設備規則の一部を改正する省令 (同二六)

○無線設備規則の一部を改正する省令 (同二六)

○無線設備規則の一部を改正する省令 (同二六)

○無線設備規則の一部を改正する省令 (同二六)

○無線設備規則の一部を改正する省令 (同二六)

○総務省組織規則の一部を改正する省令 (同二七)

○矯正管区組織規則の一部を改正する省令 (法務一三)

○会社計算規則の一部を改正する省令 (同一四)

○公証人定員規則の一部を改正する省令 (同一五)

○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (財務一四)

○日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則及び財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則の一部を改正する省令 (同一五)

○歳入歳出外の国庫内移換に関する規則及び防衛力強化資金事務取扱規則の一部を改正する省令 (同一六)

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令の一部を改正する省令 (同一七)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)

○義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令 (文部科学七)

○文部科学省組織規則の一部を改正する省令 (同八)

○教育映像等審査規程の一部を改正する省令 (同九)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (厚生労働三一)

○厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (厚生労働三一)

欄に掲げる場合とし、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが著しく困難又は不相当と認められる部分は、同欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規定による申請等のうち同表の下欄に掲げる部分とする。

申請等をする者について対面により本人確認をする必要がある場合

<p>法第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條（法第二十四條の二第一項本文及び第二項本文の規定の適用を受ける場合を除く。）、第二十五條及び第三十條の四十六から第三十條の四十八まで</p>	<p>法第二十七條第二項に規定する届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認</p>
<p>法第三十條の四第一項</p>	<p>令第三十條の三に規定する書類の提示</p>
<p>申請等に係る書面等（情報通信技術活用法第三條第五号に規定する書面等をいう。次項において同じ。）のうちその原本を確認する必要があるものがある場合</p>	<p>令第三十條の十四第一項に規定する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面の添付</p>
<p>令第三十條の十四第三項</p>	<p>令第三十條の十四第三項に規定する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面の添付</p>
<p>令第三十條の十六第一項</p>	<p>令第三十條の十六第一項に規定する通称として記載を求めめる呼称が居住関係の公証のために住民票に記載がされることが必要であることを証するに足りる資料の提示</p>

2 法及び令の規定による処分通知等（情報通信技術活用法第三條第九号に規定する処分通知等をいう。以下この項において同じ。）について情報通信技術活用法第七條第五項の規定を適用する場合における同項に規定する主務省令で定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合とし、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが著しく困難又は不相当と認められる部分は、同欄に掲げる場合に応じ、同表の中欄に掲げる規定による処分通知等のうち同表の下欄に掲げる部分とする。

<p>処分通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものがある場合</p>	<p>令第二十四條</p>	<p>令第二十四條第一項又は第二項に規定する転出証明書の交付又は再交付</p>
--	---------------	---

る者について対面により本人確認をする必要がある、かつ、申請等に係る書面等（情報通信技術活用法第三條第五号に規定する書面等をいう。次項において同じ。）のうちその原本を確認する必要があるものがある場合とし、当該場合に該当する申請等は、法第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條（法第二十四條の二第一項本文及び第二項本文の規定の適用を受ける場合を除く。）、第二十五條、第三十條の四第一項及び第三十條の四十六から第三十條の四十八まで並びに令第三十條の十四第一項及び第三項並びに第三十條の十六第一項の規定による申請等とする。

2 法及び令の規定による処分通知等（情報通信技術活用法第三條第九号に規定する処分通知等をいう。以下この項において同じ。）について情報通信技術活用法第七條第五項の規定を適用する場合における同項に規定する主務省令で定める場合は、処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要がある、かつ、処分通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものがある場合とし、当該場合に該当する処分通知等は、令第二十四條の規定による処分通知等とする。

第二條 (住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部改正)
 第二條 住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令(昭和六十年自治省令第二十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(電子情報処理組織による請求等に係る適用除外) 第二十二條 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号。以下この条において「総務省情報通信技術活用省令」という。)第四条第一項の規定により、法第十一条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十五条第三項及び第十六条第一項、第十七条第一項並びに第十八条の四第一項並びに第十五条の四第一項から第四項までの規定による請求又は申出を行う場合においては、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項ただし書の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項に規定する場合であつて、法第十二条第三項、第十二条の二第三項若しくは第十三条の三第五項(これらの規定を法第十五条の四第五項において準用する場合を含む。)若しくは法第十二条の四第一項又は第一条第三項若しくは第二条第三項の規定により、請求又は申出を行う者が本人であることを対面により明らかにするときは、前項の規定にかかわらず、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>(電子情報処理組織による請求等に係る適用除外) 第二十二條 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号。以下この条において「総務省情報通信技術活用省令」という。)第四条第一項の規定により、法第十一条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十五条第三項及び第十六条第一項、第十七条第一項並びに第十八条の四第一項並びに第十五条の四第一項から第四項までの規定による請求又は申出を行う場合においては、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項ただし書の規定は、適用しない。</p> <p>〔新設〕</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第二十三号

不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第七条第二項の規定に基づき、総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和七年三月三十一日
 総務大臣 村上誠一郎

総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第二十五号)の一部を次のように改正する。
 総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令(平成十七年総務省令第二十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>不動産登記令第七条第二項の規定に基づき、総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。</p> <p>大臣官房会計課長 統計局長 政策統括官 自治大学校長 情報通信政策研究所長 管区行政評価局長 四国行政評価支局長 沖繩行政評価事務所長 総合通信局長 沖繩総合通信事務所長 消防庁長官</p>	<p>不動産登記令第七条第二項の規定に基づき、総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。</p> <p>大臣官房会計課長 統計局長 自治大学校長 情報通信政策研究所長 管区行政評価局長 四国行政評価支局長 沖繩行政評価事務所長 総合通信局長 沖繩総合通信事務所長 消防庁長官</p>

附 則

この省令は、令和七年三月三十一日から施行する。